新規上場申請のための四半期報告書

株式会社タカヨシ

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2021年11月19日

【四半期会計期間】 第52期第3四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 株式会社タカヨシ

【英訳名】 TAKAYOSHI, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 髙品 政明

【本店の所在の場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地

【電話番号】 043-276-7007 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務経営企画部長 剱持 健

【電話番号】 043-276-7007 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務経営企画部長 剱持 健

<u>目</u> 次

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1【主要な経営指標等の推移】	1
	2【事業の内容】	1
第2	【事業の状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	1 【事業等のリスク】	2
	2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
	3【経営上の重要な契約等】	3
第3	【提出会社の状況】	4
	1 【株式等の状況】	4
	2 【役員の状況】	5
第4	【経理の状況】	6
	1【四半期財務諸表】	7
	2【その他】	11
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	12
四半期	レビュー報告書	未老

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第52期 第 3 四半期 累計期間
会計期間		自 2020年10月1日 至 2021年6月30日
営業収益	(千円)	4, 097, 318
経常利益	(千円)	484, 768
四半期純利益	(千円)	334, 986
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	_
資本金	(千円)	50,000
発行済株式総数	(千円)	430, 000
純資産額	(千円)	△223, 602
総資産額	(千円)	4, 512, 613
1株当たり四半期純利益	(円)	77. 90
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	(円)	_
自己資本比率	(%)	△5.0

回次		第52期 第3四半期会計期間		
会計期間		自 2021年4月1日 至 2021年6月30日		
1株当たり四半期純利益	(円)	26. 09		

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載 しておりません。
 - 2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
 - 4. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
 - 5. 2021年8月13日開催の取締役会の決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した事業等のリスクに重要な変動はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績

①経営成績

当第3四半期累計期間(2020年10月1日から2021年6月30日)におけるわが国経済は、新型コロナウィルスの流行が続き、外食産業・観光産業といった外出を伴う産業を中心に打撃を受け、一方で、いわゆる「巣ごもり消費」の増加により、内食・中食商品を販売する食品小売業の需要が伸びるといった現象が続いておりました。

このような環境のもと、当社は「地域を結ぶ直売広場」をコンセプトに、店舗近隣の生産者、特に今回のコロナ禍により打撃を受けた地元レストラン・居酒屋といった生産者の開拓を進め、弁当・惣菜といった中食商品の強化と売場の拡大を推進し、「巣ごもり消費」の取り込みを進めるとともに、出品生産者のためのプラットフォーマーとしての役割を高めるために、買取仕入方式から消化仕入方式への取引形態の転換を進めました。さらに積極的な新規出店を続け、当第3四半期累計期間に9店舗の出店と2店舗の閉鎖を行いました。

これらの取組みにより、当社の重要な経営指標である流通総額(店舗におけるレジ通過額のほか、値札シールの販売代金や不動産賃貸収入等を含む総額の全体売上高)は14,105,023千円、累計登録生産者件数は22,705件、店舗数は118店舗となりました。

以上の結果、営業収益(流通総額から生産者へ支払う仕入代金を控除した純額)は4,097,318千円、営業利益は510,557千円、経常利益は484,768千円、四半期純利益は334,986千円となりました。

なお、当社事業は単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

②財政状況

a. 総資産

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末と比べ217,435千円増加し、4,512,613千円となりました。これは主に、流通総額、営業収益及び当期純利益の増加に伴い現金及び預金が160,412千円、売掛金が112,436千円増加したこと等によるものです。

b. 負債総額

当第3四半期会計期間末における負債総額は、前事業年度末と比べ118,456千円減少し、4,736,215千円となりました。これは主に、流通総額の増加に伴い買掛金が112,175千円増加した一方で、長期借入金が182,352千円減少したこと等によるものです。

c. 純資産

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末と比べ335,892千円増加し、△223,602千円となりました。これは四半期純利益が334,986千円となったこと等によるものです。

(2) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第3四半期累計期間において、当社の経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、重要な変更はありません。

(3)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第3四半期累計期間において、従業員数について著しい増減はありません。

(6) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第3四半期累計期間において著しい変動はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000
計	1,000,000

(注) 2021年8月13日開催の取締役会決議により、2021年9月9日付けで株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は9,000,000株増加し、10,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	430, 000	4, 300, 000	非上場	単元株式数は100株であります。
計	430, 000	4, 300, 000	_	_

- (注) 1.2021年8月13日開催の取締役会決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。これにより発行済株式総数は3,870,000株増加し、4,300,000株となっております。
 - 2.2021年8月30日開催の臨時株主総会において、2021年9月9日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
- (2) 【新株予約権等の状況】
 - ① 【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。
 - ② 【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月30日	_	430, 000	_	50, 000	_	_

(注) 2021年8月13日開催の取締役会の決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,870,000株増加し、4,300,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

			- / / / - 20
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	<u> </u>	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 430,000	430, 000	_
単元未満株式	_	<u> </u>	_
発行済株式総数	430, 000	_	_
総株主の議決権	_	430,000	_

- (注) 1.2021年8月13日開催の取締役会の決議により、2021年9月9日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,870,000株増加し、4,300,000株となっております。
 - 2. 当社は8月30日開催の臨時株主総会の決議により、2021年9月9日付で1単元を100株とする単元株制度を 採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(2020年10月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

	(単位:千円)
	当第3四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1, 117, 751
売掛金	812, 001
商品	46, 042
貯蔵品	8, 957
その他	70, 054
流動資産合計	2, 054, 806
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	840, 589
土地	491, 574
その他(純額)	256, 236
有形固定資産合計	1, 588, 400
無形固定資産	86, 564
投資その他の資産	* 782, 841
固定資産合計	2, 457, 806
資産合計	4, 512, 613

(単位:千円)

当第3半期会計期間 (2021年6月30日)

	(2021年0月30日)
負債の部	
流動負債	
買掛金	1, 230, 753
短期借入金	850,000
1年内返済予定の長期借入金	243, 136
未払法人税等	9, 900
賞与引当金	62, 875
その他	358, 466
流動負債合計	2, 755, 131
固定負債	
長期借入金	1, 462, 944
資産除去債務	228, 048
その他	290, 092
固定負債合計	1, 981, 084
負債合計	4, 736, 215
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
利益剰余金	△275, 620
株主資本合計	△225, 620
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	2, 017
評価・換算差額等合計	2,017
純資産合計	△223, 602
負債純資産合計	4, 512, 613

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(単位:千円)_
	当第3四半期累計期間
	(自 2020年10月1日 至 2021年6月30日)
営業収益	4, 097, 318
売上高	3, 925, 374
売上原価 	380, 900
売上総利益	3, 544, 473
営業収入	
不動産賃貸収入	171, 944
営業収入合計	171, 944
営業総利益	3, 716, 418
仮売費及び一般管理費	3, 205, 860
営業利益	510, 557
営業外収益	
受取利息及び配当金	322
受取手数料	1, 313
雑収入	10, 937
営業外収益合計	12, 574
営業外費用	
支払利息	34, 360
その他	4, 002
営業外費用合計	38, 363
圣常利益	484, 768
寺別利益	
資産除去債務戻入益	6, 746
特別利益合計	6, 746
特別損失 	
固定資産除却損	13, 807
店舗閉鎖損失	5, 180
特別損失合計	18, 987
	472, 527
去人税、住民税及び事業税	9, 900
去人税等調整額	127, 641
法人税等合計	137, 541
四半期純利益	334, 986

【注記事項】

(追加情報)

新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の(追加情報) (新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについて) に記載した、新型コロナウィルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

※ 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

当第3四半期会計期間 (2021年6月30日) 投資その他の資産 13,542千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年6月30日) 減価償却費 181,394千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、シェアショップ事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、 セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益	77円90銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	334, 986
普通株主に帰属しない金額(千円)	_
普通株式に係る四半期純利益(千円)	334, 986
普通株式の期中平均株式数(株)	4, 300, 000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純 利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な 変動があったものの概要	_

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社 株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 - 2. 当社は、2021年9月9日付けで普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2021年8月13日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月9日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

(a) 分割方法

2021年9月8日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき10株の割合をもって分割しております。

(b) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 430,000株 今回の分割により増加する株式数 3,870,000株 株式分割後の発行済株式総数 4,300,000株 株式分割後の発行可能株式総数 10,000,000株

(c) 株式分割の効力発生日

2021年9月9日

(d) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2 以前の親会社であった株式会社イアケス (2018年12月に破産。以下「同社」という。) への貸付金の貸倒に係る 受取補償金の受領

当社は、2021年8月に、当社代表取締役社長の髙品政明より、受取補償金として210,160千円を受領し、これを特別利益として計上しました。

これは、2018年9月期に貸倒損失として処理した同社への金銭の貸付に関連し、当社代表取締役社長髙品政明の同社への貸付当時の取締役としての損害賠償責任が発生している懸念について、当社と同氏との間で和解が成立したことによるものです。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月16日

株式会社タカヨシ取締役会御中



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法 第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカヨシの2020年10月1日から 2021年9月30日までの第52期事業年度の第3四半期会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及 び第3四半期累計期間(2020年10月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期 貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカヨシの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務 諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を 作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から 四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期

レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に 準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成 基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期 財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していない と信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な 発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上